



佐賀県公報

平成18年
3月31日
(金曜日)
号外第5号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目 次

規 則

(二七・健康福祉本部) 二

○佐賀県保健福祉事務所設置条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

○佐賀県保健福祉事務所設置条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

○児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

○障害者自立支援法施行細則

○知的障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

(二九・母子保健福祉課) 一〇

(三〇・") 二

(三一・障害福祉課) 二

(三二・") 三

(三三・") 四

告 示

(五・健康福祉本部) 署

(二三五・母子保健福祉課) 署

(二三六・生活衛生課) 署

○児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則

一項に規定する徴収金基準の一部改正

○佐賀県環境衛生監視員設置規程の一部改正

訓 令 甲

(五・健康福祉本部) 署

(六・") 六

○保健福祉事務所設置規程

○佐賀県エックス線業務従事者の健康管理および障害防止措置規程の一部改正

公布された規則のあらまし

○佐賀県保健福祉事務所管理規則(規則第二七号)

1 佐賀県保健福祉事務所及び佐賀県保健所の組織、各課の分掌事務、職制等

の佐賀県保健福祉事務所及び佐賀県保健所の管理に関する必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

3 佐賀県福祉事務所管理規則及び佐賀県保健所管理規則は、廃止することとした。

○佐賀県保健福祉事務所設置条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則(規則第二八号)

1 佐賀県保健福祉事務所設置条例の施行に伴い、佐賀県公害紛争処理条例施行規則のほか三〇規則について、所要の改正を行うこととした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則(規則第二九号)

1 保健福祉事務所の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、育成医療に関する規定を削ることとした。(第二条と第四条関係)

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則(規則第三〇号)

1 保健福祉事務所の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、育成医療に関する規定を削ることとした。(第三条及び様式関係)

3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○障害者自立支援法施行細則(規則第三一号)

1 障害者自立支援法等に関し、申請及び届出の手続について必要な事項を定めることとした。

2 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○知的障害者福祉法施行細則(規則第三二号)

1 保健福祉事務所の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関

2 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、居宅生活支援事業の実施に関する規定を削ることとした。(第三条及び様式関係)
3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。
○身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (規則第三三三号)
1 保健福祉事務所の設置に伴い、所要の改正を行うこととした。(第二条関係)
2 障害者自立支援法が公布されたことに伴い、更生医療及び居宅生活支援事業の実施に関する規定を削ることとした。(第一五条、第一六条及び様式関係)
3 この規則は、平成一八年四月一日から施行することとした。

○規則

佐賀県保健福祉事務所管理規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第二十七号

佐賀県保健福祉事務所管理規則
(趣旨)

第一条 この規則は、佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成十七年佐賀県条例第七十七号)第四条の規定により、佐賀県保健福祉事務所(以下「保健福祉事務所」という。)及び佐賀県保健所(以下「保健所」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。
(組織)

第二条 次の表の上欄に掲げる保健福祉事務所に、同表の下欄に掲げる課又は室を置き、保健福祉事務所及び保健所の事務を処理する。

佐賀中部保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 健康推進第一課 健康推進第二課 衛生対策課 環境廃棄物課
鳥栖保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
唐津保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
伊万里保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
杵藤保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 保護課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
伊万里保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 保護課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
杵藤保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 保護課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課
伊万里保健福祉事務所	企画・経営課 福祉支援課 保護課 健康推進課 衛生対策課 環境廃棄物課

第三条 企画・経営課の分掌事務は、次のとおりとする。
(分掌事務)

- 1 公印の管守に関すること。
- 2 文書物品の収発及び保管に関すること。
- 3 所の所管事務の総合調整に関すること。
- 4 職員の身分、進退及び服務その他人事に関すること。
- 5 一般庶務に関すること。
- 6 会計事務に関すること。
- 7 衛生薬業センターの庶務及び会計に関する事務(佐賀中部保健福祉事務所に限る。)。
- 8 保健所の庶務及び会計に関する事務。
- 9 財産の管理及び所内の取締りに関する事務。
- 10 保健福祉事務所がその内にある総合庁舎(以下この号及び次号において「庁舎」という。)、庁舎の敷地及び庁舎内の構築物、共同施設(共用備品を含む)、樹木等の維持管理及び取締りに関する事務(佐賀中部保健福祉事務所及び唐津保健福祉事務所に限る。)。
- 11 庁舎内における共通事務の管理及び調整に関する事務(佐賀中部保健

- 十二 災害救助及び援護物資に関する事項。（援護物資については、佐賀中部保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所に限る。）
- 十三 保健福祉事務所の企画調整及び経営に関する事項。
- 十四 地域保健に関する情報の収集、整理及び活用に関する事項。
- 十五 地域保健に関する調査及び研究に関する事項。
- 十六 所管区域内の地域に即した事業の企画立案に関する事項。
- 十七 保健事業に関する市町間及び市町と関係団体との総合調整に関する事項。
- 十八 福祉と医療との連携に関する事項。
- 十九 地域保健福祉協議会に関する事項。
- 二十 福祉ネットワークに関する事項。
- 二十一 総合相談窓口に関する事項。
- 二十二 地域保健医療計画に関する事項。
- 二十三 地域保健に関する思想の普及向上に関する事項。
- 二十四 人口動態統計その他地域保健に係る統計に関する事項。
- 二十五 医療の指導並びに医師及び歯科医師に関する事項。
- 二十六 診療放射線技師、臨床検査技師、保健師、助産師、看護師、歯科衛生士その他の医療関係者に関する事項。
- 二十七 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師に関する事項。
- 二十八 医療機関の整備改善その他医療の普及向上に関する事項。
- 二十九 死体解剖保存法（昭和二十四年法律第二百四号）の施行に関する事項。
- 三十 薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）の施行に関する事項。
- 三十一 毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三号）の施行に関する事項。
- 三十二 調剤及び投薬に関する事項。

- 三十三 麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）の施行に関する事項。
- 三十四 大麻取締法（昭和二十三年法律第二百二十四号）の施行に関する事項。
- 三十五 あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）の施行に関する事項。
- 三十六 動物取締法（昭和二十六年法律第二百五十二号）の施行に関する事項。
- 三十七 特殊医薬品の需給調整に関する事項。
- 三十八 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）の施行に関する事項。
- 三十九 温泉法（昭和二十三年法律第二百二十五号）の施行に関する事項。
- 四十 献血事業の推進に関する事項。
- 四十一 保健師業務に関する事項。
- 四十二 看護学生等の実習に関する事項。
- 四十三 他課の所掌に属しない事務に関する事項。
- 2 福祉支援課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 生活保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号）の施行に関する事項（杵藤保健福祉事務所を除く。）
 - 二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）の施行に関する事項。
 - 三 老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）の施行に関する事項。
 - 四 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第二百二十四号）の施行に関する事項。
- 五 民生委員法（昭和二十三年法律第二百九十八号）の施行に関する事項。
- 六 社会福祉関係団体に関する事項。
- 七 社会福祉統計に関する事項。
- 八 各種更生資金に関する事項。
- 九 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第二百三十四号）の規定による障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第三十四号）附則第九十七条第一

- 項の規定による福祉手当に關すること。
- 十 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）の施行に關すること。
- 十一 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律二百八十三号）の施行に關すること。
- 十二 知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）の施行に關すること。
- 十三 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の施行に關すること。
- 十四 児童虐待の防止等に關する法律（平成十二年法律第八十二号）の施行に關すること。
- 十五 家庭児童相談に關すること。
- 十六 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）の施行に關すること。
- 十七 婦人問題及び青少年問題に關すること。
- 十八 売春防止法（昭和三十一年法律第二百十八号）第三十四条第二項に規定する要保護女子に關すること。
- 十九 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に關する法律（平成十三年法律第三十一号）第八条の三の規定による被害者の自立支援に關すること。
- 二十 母体保護に關すること。
- 二十一 母子保健に關すること。
- 3 枇藤保健福祉事務所の保護課の分掌事務は、生活保護法の施行に關することとする。
- 4 佐賀中部保健福祉事務所の健康推進第一課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 精神保健及び精神障害者福祉に關すること。
 - 二 原子爆弾被爆者の援護に關すること。
 - 三 難病対策に關すること。
 - 四 臓器移植及び骨髄移植に關すること。
 - 五 医療社会事業に關すること。
 - 六 健康増進に關すること。
 - 七 歯科保健に關すること。
 - 八 老人保健に關すること。
 - 九 介護保険法に規定する地域支援事業に關すること。
 - 十 寝たきり予防に關すること。
- 5 佐賀中部保健福祉事務所の健康推進第二課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 健康増進に關すること。
 - 二 歯科保健に關すること。
 - 三 老人保健に關すること。
 - 四 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）に規定する地域支援事業に關すること。
 - 五 寝たきり予防に關すること。
 - 六 管理栄養士、栄養士及び調理師に關すること。
 - 七 栄養改善及び指導に關すること。
 - 八 生活習慣病の予防に關すること。
 - 九 感染症の発生予防及びまん延の防止に關すること。
 - 十 予防接種に關すること。
 - 十一 結核の予防に關すること。
- 6 鳥栖保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所、伊万里保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所の健康推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 精神保健及び精神障害者福祉に關すること。
 - 二 原子爆弾被爆者の援護に關すること。
 - 三 難病対策に關すること。
 - 四 臓器移植及び骨髄移植に關すること。
 - 五 医療社会事業に關すること。
 - 六 健康増進に關すること。
 - 七 歯科保健に關すること。
 - 八 老人保健に關すること。
 - 九 介護保険法に規定する地域支援事業に關すること。
 - 十 寝たきり予防に關すること。

- 十一 管理栄養士、栄養士及び調理師に関すること。
- 十二 栄養改善及び指導に関すること。
- 十三 生活習慣病の予防に関すること。
- 十四 感染症の発生の予防及びまん延の防止に関すること。
- 十五 予防接種に関すること。
- 十六 結核の予防に関すること。
- 十七 衛生上の簡易な試験検査に関すること（鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所に限る。）。
- 7 衛生対策課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 興行場法（昭和二十三年法律第二百三十七号）の施行に関すること。
 - 二 公衆浴場法（昭和二十三年法律第二百三十九号）の施行に関すること。
 - 三 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）の施行に関すること。
 - 四 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の施行に関すること。
 - 五 美容師法（昭和三十二年法律第二百六十三号）の施行に関すること。
 - 六 クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の施行に関すること。
 - 七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）の施行に関すること。
 - 八 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の施行による連絡調整に関すること。
 - 九 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第二百六十四号）の施行に関すること。
 - 十 公衆浴場の入浴料金に関すること。
 - 十一 水道法（昭和三十二年法律第二百七十七号）の施行に関すること。
 - 十二 佐賀県小規模水道条例（昭和三十五年佐賀県条例第二十八号）の施行に関すること。
 - 十三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）及び佐賀県食品衛生条例（昭和三十四年佐賀県条例第九号）の施行に関すること。
- 十四 健康増進法（平成十四年法律第二百三号）に基づく特別用途食品の検査及び収去に関すること。
- 十五 食品衛生の簡易な試験検査に関すること（鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所に限る。）。
- 十六 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第二百四十号）の施行に関すること。
- 十七 狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）の施行に関すること。
- 十八 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第二百十五号）の施行に関すること。
- 十九 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第二百五号）の施行に関すること。
- 二十 環境廃棄物課の分掌事務は、次のとおりとする。
- 一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の施行に関すること。
 - 二 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第二百三十八号）の施行に関すること。
 - 三 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第二百七号）の施行に関すること。
 - 四 ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第二百五号）の施行に関すること。
 - 五 佐賀県環境の保全と創造に関する条例（平成十四年佐賀県条例第四十八号）の施行に関すること。
 - 六 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（平成十三年法律第六十四号）の施行に関すること。
 - 七 土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）の施行に関すること。
 - 八 公害についての苦情処理に関すること。
 - 九 環境放射線に関すること（唐津保健福祉事務所に限る。）。
 - 十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第二百三十七号）の施行に関すること。

- 十一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成十二年法律第二百四号）の施行に関すること。
- 十二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）の施行に関すること。
- 十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）の施行に関すること。
- 十四 净化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関すること。
- 十五 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和六十一年佐賀県条例第二十二号）の施行に関すること。
- 十六 下水道の終末処理施設の衛生管理に関すること。
- 十七 環境保全及び廃棄物に関する簡易な試験検査に関すること（鳥栖保健福祉事務所及び伊万里保健福祉事務所に限る。）。
- 十九 佐賀中部保健福祉事務所、唐津保健福祉事務所及び杵藤保健福祉事務所の検査室の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、佐賀中部保健福祉事務所にあつては鳥栖保健福祉事務所の、唐津保健福祉事務所にあつては伊万里保健福祉事務所の試験検査（簡易な試験検査を除く。）に関することを含む。
- 一 衛生上の試験検査に関すること。
 - 二 食品衛生の試験検査に関すること。
 - 三 環境保全及び廃棄物に関する試験検査に関すること。
- （職制）
- 第四条 保健福祉事務所に所長、課に課長、室に室長を置く。
- 2 保健福祉事務所に保健監、福祉監及び副所長を置くことができる。
- 3 前項の規定により置かれた保健監、福祉監は副所長を兼ねるものとする。
- 4 課に係長を置くことができる。
- 5 第二項の規定により保健監が置かれた保健福祉事務所にあつては保健監を、その他の保健福祉事務所にあつては、保健福祉事務所長を保健所長とする。
- 6 保健所に副所長を置くことができる。

7 保健福祉事務所の技術吏員である副所長（保健監である副所長を除く。）を保健所の副所長とする。

8 保健所の事務に従事する職員は、保健福祉事務所の事務に従事する職員（所長、保健監、福祉監及び副所長を除く。）をもつて充てる。

（職務）

- 第五条 保健福祉事務所及び保健所の所長（以下「所長」という。）は、所務を掌理し、職員を指揮監督する。
- 2 保健監は、上司の命を受けて、保健福祉事務所の事務のうち保健衛生及び環境保全に関する事務を掌理する。
- 3 福祉監は、上司の命を受けて、保健福祉事務所の事務のうち社会福祉に関する事務を掌理する。
- 4 福祉事務所及び保健所の副所長（以下「副所長」という。）は、所長を補佐し、所務を整理する。
- 5 課長又は室長は、上司の命を受けて、その課又は室の事務を掌理する。
- 6 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。
- （職務の代行）
- 第六条 所長不在のときは、副所長が所長の職務を代行する。
- 2 所長、副所長ともに不在のときは、所長が指定する職員が所長の職務を行する。
- 3 前項の規定により代行した事項について、必要があると認められるものは、速やかに、所長の後聞を受けなければならない。
- （所長の専決処理）
- 第七条 所長の専決処理事項は、別に定める。
- 2 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(施行期日)
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(佐賀県福祉事務所管理規則及び佐賀県保健所管理規則の廃止)
2 次に掲げる規則は、廃止する。

一 佐賀県福祉事務所管理規則（昭和四十年佐賀県規則第四十九号）

二 佐賀県保健所管理規則（平成九年佐賀県規則第四十二号）

佐賀県保健福祉事務所設置条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を
ここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第二十八号

佐賀県保健福祉事務所設置条例の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

（佐賀県公害紛争処理条例施行規則の一部改正）

第一条 佐賀県公害紛争処理条例施行規則（昭和四十五年佐賀県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

様式第一号の(注)の1の(2)中「福祉事務所長」を「県の保健福祉事務所長又は市の福祉事務所長」に改める。

（佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部改正）

第一条 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成十五年佐賀県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条及び第二十七条中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正）

第三条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成十七年佐賀県規則第七十九号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

様式第十六号の備考中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。
(生活保護法施行細則の一部改正)

第四条 生活保護法施行細則（昭和五十九年佐賀県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「佐賀県福祉事務所設置条例（昭和二十六年佐賀県条例第四十九号）第一条に規定する福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」）を「佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成十七年佐賀県条例第七十七号）第一条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」）に改め、同条第二項中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第三条及び第四条第二項中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第六条第一項中「福祉事務所長が」を「保健福祉事務所長が」に、「当該

福祉事務所長は」を「当該保健福祉事務所長は」に、「福祉事務所長に」を「社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉に関する事務所」という。）の長（以下「福祉に関する事務所の長」という。）に」に改め、同条第二項中「福祉事務所長は」を「保健福祉事務所長は」に、「福祉事務所の」を「福祉に関する事務所の」に、「福祉事務所長に」を「福祉に関する事務所の長に」に改める。

第七条から第十三条まで、第二十五条及び第二十六条中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

様式第九号中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

様式第十一号中「福祉事務所受付年月日」を「保健福祉事務所受付年月日」に、「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」と、「貴福社事務所」を「保健福祉事務所」に改める。

様式第十二号中「福祉事務所受理」を「保健福祉事務所受理」と、「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

様式第十四号から様式第十八号まで、様式第十八号の二及び様式第十九号

から様式第一回中「福祉事務所」の規定中「福祉事務所受理」や「保健福祉事務所受理」、「福祉事務所長」や「保健福祉事務所長」に改め。

様式第二回中「様式第一回中「福祉事務所」の規定中「福祉事務所長」や「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所長」に改め。同條「健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所長」に改め。同條「当福祉事務所」や「当保健福祉事務所」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所長」に改め。同條「保健福祉事務所」や「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め、同様式の連四中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。同様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。同様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。同様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。同條「保健福祉事務所」や「保健福祉事務所に」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所受理」や「保健福祉事務所」に改め。

様式第三回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所受理」や「保健福祉事務所」に改め。

様式第五回中及び様式第六回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所受理」や「保健福祉事務所」に改め。

様式第六回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

様式第六回中「「保健福祉事務所」を「保健福祉事務所長」に改め。

(母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正)

第五条 母子及び寡婦福祉法施行細則(昭和五十七年佐賀県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「に基づく福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」と

この^ア)の長(以下「福祉事務所長」)を「第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉に関する事務所」とこの^ア)の長(以下「福祉に関する事務所の長」)に、「福祉事務所」を「福祉に関する事務所」に改め、同條第四項中「福祉事務所長を」を「福祉に関する事務所の長を」に、「福祉事務所長は」を「佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成十七年佐賀県条例第七十七号)第一条に規定する保健福祉事務所の長は」に、「福祉事務所を」を「福祉に関する事務所を」に改め。

様式第一回中「母子保健福祉譲受付」や「保健福祉事務所受付」に改め。

第六条 佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正
(佐賀県総合福祉センター管理規則の一部改正)

第四条の相談課の分掌事務の第十一号中「福祉事務所」を「社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条第一項に規定する福祉に関する事務所」に改め。

(老人福祉法施行細則の一部改正)
第七条 老人福祉法施行細則(平成五年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第六条の三第一項」を「第六条の二第一項」に、「佐賀県福祉事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第四十九号)に定める福祉事務所」を「佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成十七年条例第七十七号)第一条に規定する保健福祉事務所」に改める。

第十八条中「第十二条」を「第十三条」に改め。

第十九条から第二十三条までを削り、第二十四条第一項中「様式第二十九号」を「様式第二十三号」に改め、同條第一項中「様式第三十号」を「様式第十四号」に、「様式第二十一号」を「様式第二十五号」に改め、同條を第十九条とする。

様式第一印中「痴呆対応型老人共同生活援助事業」や「認知症対応型老人共同生活援助事業」に改め。

様式第一二三印から様式第一二八印並びに組の、様式第一二九印中「(第二四条関係)」を「(第19条関係)」に、「事業を変更」や「を設置」に改め、同様式を様式第二二三印とす。

様式第三十号中「(第24条関係)」を「(第19条関係)」に改め、同様式を様式第二十四印とす。

様式第三十一号中「(第24条関係)」を「(第19条関係)」に、「廃止しました」を「廃止(休止)しました」に改め、同様式を様式第一一十五号とす。

(佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第八条 佐賀県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十七年佐賀県規則第七十四号)の一部を次のように改正す。

様式第六号の裏面の10中「福祉事務所か市町の」を「県の保健福祉事務所、市の福祉事務所又は町の」に改め。

社事務所長」に改め。

(特別障害者手当等事務取扱細則の一部改正)

第九条 特別障害者手当等事務取扱細則(昭和六十一年佐賀県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「佐賀県福祉事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第四十九号)第一条第一項に規定する福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」)を

「佐賀県保健福祉事務所設置条例(平成十七年佐賀県条例第七十七号)第一

条に規定する保健福祉事務所の長(以下「保健福祉事務所長」)に改める。

第三条及び第四条中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則等の一部改正)

第十条 次に掲げる規則の規定中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改め

る。

一 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行細則(昭和四十七年佐賀県規則第三十九号)第三条

二 柔道整復師法施行細則(昭和四十七年佐賀県規則第四十号)第三条

三 栄養士法施行細則(昭和四十九年佐賀県規則二十一号)第四条第一項

四 佐賀県健康増進法施行細則(平成十五年佐賀県規則第四十一号)第四条及び第六条

五 狂犬病予防法施行細則(昭和二十九年佐賀県規則第四十六号)第五条

六 理容師法施行細則(昭和三十三年佐賀県規則第五十七号)第六条

七 美容師法施行細則(昭和三十三年佐賀県規則第五十八号)第六条

八 旅館業法施行細則(昭和三十四年佐賀県規則第十九号)第四条

九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行細則(昭和四十八年佐賀県規則第六十一号)第六条

十 佐賀県クリーニング業法施行細則(昭和四十九年佐賀県規則第二十二号)第九条

十一 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則(昭和五十六年佐賀県規則第四十二号)第十四条

十二 興行場法施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第五十四号)第六条

十三 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第五十五号)第十三条

十四 凈化槽法施行細則(昭和六年佐賀県規則第三十九号)第三条第二項(佐賀県歯科技工士法施行細則の一部改正)

第十五条 佐賀県歯科技工士法施行細則(昭和五十七年佐賀県規則第三十号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「第七条第三項」を「第六条第三項」に、「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改め、同条第二項中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改め。

(保健師助産師看護師法施行細則の一部改正)

第十二条 保健師助産師看護師法施行細則(昭和六十年佐賀県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

様式第二号から様式第七号まで、様式第十号及び様式第十一号中「保健所受付印」を「保健福祉事務所受付印」に改める。

(佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則の一部改正)

第十三条 佐賀県精神障害者及び麻薬中毒者措置入院費徴収規則(昭和三十二年佐賀県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条及び第五条第二項中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第六条中「新に」を「新たに」に、「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

様式の注の4中「福祉事務所長」を「県の福祉事務所長若しくは市の福祉事務所長」に改める。

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第十四条 公衆浴場法施行細則(昭和二十三年佐賀県規則第六十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「(以下法といふ。)」を「(以下「法」といふ。)」に、「(以下規則といふ。)」を「(以下「規則」といふ。)」に、「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

(食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則の一部改正)

第十五条 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則(平成十二年佐賀県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第一条、第十条、第十三条第二項及び第十六条第二項中「保健所長」を

「保健福祉事務所長」に改める。

様式第十一号中「保健所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

(佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正)

第十六条 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則(昭和六十年佐賀県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「保健所」を「保健福祉事務所」に改める。

第十六条中「保健所」を「保健福祉事務所長」に改める。

(佐賀県税条例施行規則の一部改正)

第十七条 佐賀県税条例施行規則(昭和三十年佐賀県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

様式第六十二号その一の備考の2中「福祉課又は保健所」を「地域福祉課又は保健福祉事務所」に改める。

(佐賀県公有財産規則の一部改正)

第十八条 佐賀県公有財産規則(昭和四十年佐賀県規則第六号)の一部を次のように改正する。

様式第二十二号の1中「丙保健所野犬拘留所……丙保健所」を「丙保健福祉事務所野犬拘留所……丙保健福祉事務所」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第二十九号

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則の一部を

改正する規則

児童福祉法第五十六条の規定に基づく負担金徴収等規則（昭和五十五年佐賀県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「佐賀県福祉事務所設置条例（昭和二十六年佐賀県条例第四十九号）第一条第一項に規定する福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」）を「佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成十七年佐賀県条例第七十七号）第一条に規定する保健福祉事務所の長（以下「保健福祉事務所長」）に改める。

第二条第一項中「第二十条第一項又は第二十一条の九の二」を「第二十一条の九の六」に、「第五十条第四号又は第五号の二」を「第五十条第五号の二」に改め、同条第二項中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

第三条第一項中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に、「第二十条第一項若しくは第二十二条の九の二」を「第二十二条の九の六」に改め、同条第二項中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に、「第五十条第四号又は第五号の二」を「第五十条第五号の二」に改め、「児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第七条第二項に規定する育成医療券又は」を削る。

第四条中「第五十条第四号及び第五号の二」を「第五十条第五号の二」に改める。

第五条及び第六条中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

○佐賀県規則第三十一号

障害者自立支援法施行細則

(目的)

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

●佐賀県規則第三十号

児童福祉法等施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法等施行細則（平成十年佐賀県規則第二十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第一条中「佐賀県福祉事務所設置条例（昭和二十六年佐賀県条例第四十九号）第一条第一項に規定する福祉事務所」を「佐賀県保健福祉事務所設置条例（平成十七年佐賀県条例第七十七号）第一条に規定する保健福祉事務所」に改める。

第三条を次のように改める。

様式第一号を次のように改める。

様式第一号 削除

様式第二号の別紙の裏中「福祉事務所長」を「保健福祉事務所長（市の区域に居住地がある場合は、市の福祉事務所長）」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

障害者自立支援法施行細則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

康

第一條 障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の施行については、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号。以下「令」という。）及び障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（自立支援医療費（育成医療・精神通院医療）の支給認定の申請）

第二条 施行規則第三十五条第一項の規定による自立支援医療費（育成医療及び精神通院医療に係るものに限る。）の支給認定の申請書は、様式第一号そ

の一及び様式第一号その二によるものとする。
(自立支援医療機関の指定の申請等)

第三条 施行規則第五十七条第一項に規定する申請書は、様式第二号その一及び様式第二号その二によるものとする。

2 施行規則第五十七条第二項に規定する申請書は、様式第三号その一及び様式第三号その二によるものとする。

3 施行規則第五十七条第三項に規定する申請書は、様式第四号その一及び様式第四号その二によるものとする。

(変更の届出)

第四条 施行規則第六十二条に規定する届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式とする。

一 施行規則第五十七条第一項各号（第一号及び第五号を除く。）に掲げる事項の変更 様式第五号その一及び様式第五号その二

二 施行規則第五十七条第二項各号（第一号及び第五号を除く。）に掲げる事項の変更 様式第六号その一及び様式第六号その二

三 施行規則第五十七条第三項各号（第一号及び第五号を除く。）に掲げる事項の変更 様式第七号その一及び様式第七号その二
(障害福祉サービス事業の開始等の届出)

第五条 法第七十九条第二項及び第三項の規定による届出は、様式第八号によるものとする。

2 法第七十九条第四項の規定による届出は、様式第九号によるものとする。
この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則

様式第1号その1(第2条関係)

自立支援医療費(育成医療)支給認定申請書(新規・再認定・変更)						
障害者・児	フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	生年月日 歳
	受診者住所				電話番号	年月日
未受満診の者場合が18歳	フリガナ 保護者氏名				受診者との関係	
	保護者住所				電話番号	
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号			保険者名		
	受診者と同一保険の加入者			身体障害者手帳番号		
	該当する所得区分	生保・低1・低2 中間1・中間2・一定以上		重度かつ継続	該当・非該当	
				特定疾病療養受給者証	有・無	
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)		医療機関名		所在地・電話番号		
				(所在地)(電話番号)		
受給者番号						
上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。						
					申請者氏名	印
年月日						
佐賀県知事 様						

様式第1号その2(第2条関係)

自立支援医療費(精神通院)支給認定申請書(新規・再認定・変更)								
障害者・児	フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	生年月日 年月日	
	受診者住所						電話番号	
未受満診の者場合18歳	フリガナ 保護者氏名					受診者との関係		
	保護者住所						電話番号	
負担額に関する事項	受診者の被保険者証の記号及び番号	(記号) (番号)	保険者名					
	受診者と同一保険の加入者	(続柄)			(続柄)			
		(続柄)			(続柄)			
		(続柄)			(続柄)			
	障害年金・遺族年金受給の有無①	無・有	障害年金()級・遺族年金※年金改定通知書等、支給 老齢年金・その他()金額のわかる書類を添付					
特別児童扶養手当等受給の有無②	無・有	特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当 特別児童扶養手当						
該当する所得区分	生保・低1・低2・中間1 中間2・一定以上				重度かつ継続※4	該当・非該当・申請なし		
世帯の所得の確認認(希望する方に○)	証明書等を添付します。			職権での調査に同意します。				
受診を希望する指定自立支援医療機関(薬局・訪問看護事業者を含む。)	医療機関名			所在地・電話番号				
	(病院、診療所等)			(所在地)(電話番号)				
	(院外処方の場合は薬局名)		いずれかチェック <input type="checkbox"/> 院内処方 <input type="checkbox"/> 院外処方	(所在地)(電話番号)				
	(その他の医療機関)		医療の内容 []	(所在地)(電話番号)				
現在の受給者番号及び有効期限	(番号)(有効期限) 平成 年 月 日			(備考)				
精神障害者保健福祉手帳	無・有 (手帳番号)	台帳番号						
上記のとおり、自立支援医療費の支給を申請します。								
申請者氏名						印		
年 月 日								
佐賀県知事 様								

様式第2号その1（第3条関係）

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書
(病院又は診療所)

保険医療機関	名 称			
	所 在 地			
開 設 者	住 所			
	氏名又は名称			
標 ぼう し て い る 診 療 科 目				
担当しようとする自立支援 医 療 の 種 類				
主として担当する医師又は 歯 科 医 師 の 氏 名				
主として担当する医師又は 歯 科 医 師 の 経 歴		(別紙1)	自立支援医療を行うために必要な 設 備 及 び 体 制 の 概 要	(別紙2)
自立支援医療を行うための入院設備の定員 (診 療 所 の 場 合 のみ 記 載)		人		

上記のとおり、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）として指定（変更）をされたく申請する。

年 月 日

開 設 者

住 所

氏名又は名称

印

佐賀県知事 様

注 育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望する場合は、様式中の「（育成医療・更生医療）」のうち、指定を希望しない医療部分を二重線で消去すること。

(記入要領)

- 1 「保険医療機関の名称」は、必ず正式名称を記載すること。
- 2 担当しようとする医療の種類は、次のうち希望するものを記載すること。

ア 眼科に関する医療	ク 心臓脈管外科に関する医療
イ 耳鼻咽喉科に関する医療	ケ 腎臓に関する医療
ウ 口腔に関する医療	コ 脾移植に関する医療
エ 整形外科に関する医療	サ 小腸に関する医療
オ 形成外科に関する医療	シ 歯科矯正に関する医療
カ 中枢神経に関する医療	ス 免疫に関する医療
キ 脳神経外科に関する医療	
- 3 「主として担当する医師又は歯科医師の氏名」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 4 「自立支援医療を行うための入院設備の定員」は、医療の種類ごとに記載すること。
- 5 (別紙1) 経歴書の「学位」は、専門科目に関する学位の有無を記載すること。
- 6 (別紙1) 経歴書の「関係学会加入状況」は、加入している学会名及び学会における必要な記録を記載すること。
- 7 (別紙1) 経歴書の「任免事項」は、次の点に留意し、記載すること。
 - (1) 医師免許取得時期を明記し、医師免許証の写しを添付すること。
 - (2) 病院研究機関等医師又は歯科医師が勤務し、又は研究等のために利用した施設については、関係した専門科目名まで必ず記載すること。(例えば、○○医科大学眼科学教室又は○○病院眼科のように記載し、○○医科大学、○○病院のように省略しないこと。)
 - (3) 勤務先における身分(例えば、医長、医員、講師、助手等)を明確に記載すること。
 - (4) 非常勤職員については、1か月又は1週間あたりの勤務日数、延時間数を明確に記載すること。
 - (5) 2以上の施設に兼務する等の場合は、それぞれの施設における勤務条件又は利用状況等を具体的に記入すること。(例えば、○○医科大学整形外科週4日(延○時間勤務)、○○病院週2日(延○時間勤務)等)
 - (6) 大学院については、専門コースを明確に記載すること。(例えば、○○医科大学大学院医学研究科整形外科学教室等)
- 8 (別紙1) 経歴書には、指導者氏名、研究テーマ、研究の内容別(講義の受講、臨床的研究、理論的研究、実習等)期間、従事日数(1か月又は1週間あたり)、その他研究態様を明らかにするための主任教授等による証明書(別紙3)を添付すること。
- 9 腎臓に関する医療及び小腸に関する医療を担当しようとする場合は、それぞれ(別紙4)及び(別紙5)による臨床実績等に関する証明書を経歴書に添付すること。
- 10 (別紙2) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備には、それぞれの医療で特に必要とされるものを主に記載すること。

(別紙1)

経歴書

学位		ふりがな 氏名		印	生年月日	
現住所						
関係学会 加入状況						
年月日	任免事項		師事した指導者の氏名、学位論文名又は学会に 提出した論文名			

(別紙2)

自立支援医療を行うために必要な設備及び体制の概要

	品目	数量	品目	数量
設備 (主要なもの)				
体制				

(別紙3)

研究内容に関する証明書

医療機関名

氏名

印

1 研究テーマ

2 研究の内容別期間等

(1) 教室における臨床実習

自 年 月 日	月間(1週間) 日 時間)
至 年 月 日	

(2) 教授指導下での教室外における臨床実習

自 年 月 日	月間(1週間) 日 時間)
至 年 月 日	

(3) その他の研究内容を明らかにするために必要な事項

主論文

副論文

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大学名

氏名

印

(別紙4)

人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書

医療機関名

氏名

印

1 専門研修

(1) 研修期間

自 年 月 日

至 年 月 日

(2) 医療機関及び指導医

2 臨床実績

期 間	患者数	回 数	医療機関名等
年 月 ~ 年 月	人	回	
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			
年 月 ~ 年 月			

3 透析療法従事職員研修受講の有無

(1) 有 (年度研修)

(2) 無

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

大学名

氏 名

印